神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅の借り上げに必要となる資金の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労などによる自立の促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　神戸市ひとり親家庭住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）の貸付は、神戸市（神戸市が適当と認める者に委託して行う場合を含む。第22条第１項において同じ。）が行うものとする。

（貸付対象者）

第３条　住宅支援資金の貸付対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

１　貸付対象者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年９月30日雇児発0930第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても１年以内の者については対象とする。

２　原則として神戸市に住民登録をしている者

（住宅支援資金の貸付期間及び貸付額）

第４条　住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住宅費支援として12ヶ月の範囲内で貸し付けるものとする。

２　貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限７万円）とする。

（貸付方法及び利子）

第５条　住宅支援資金は、市長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

２　住宅支援資金の利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第６条　貸付を受けようとする者は、連帯保証人を原則１名立てなければならない。

２　貸付を受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

３　連帯保証人は、別居・別生計で住民税の所得割が課税されている者とし、住宅支援資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による延滞利子を包含するものとする。

（貸付の申請）

第７条　第４条に規定する住宅支援資金の貸付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に次の書類を提出するものとする。

(1) 貸付申請書兼誓約書（様式１号）
(2) 申請者の住民票（本籍・続柄の記載のあるもので、個人番号の記載のないもの）
(3) 連帯保証人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもので、個人番号の記載のないもの）
(4) 連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票の写し又は課税証明書）
(5) その他市長が必要と認める書類

（審査及び決定）
第８条　市長は、申請者から提出があった書類を審査の上、貸付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする

（貸付に係る契約等）
第９条　前条により住宅支援資金の貸付の決定を受けた申請者（以下「借受人」という。）は、市長が指定する日までに、次の書類を提出するものとする。
(1)　借用書（様式２号）
(2)　借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
(3)　振込口座申請書（様式３号）
(4)　その他市長が必要と認める書類
２　市長が定めた期間内に書類の提出がない場合は、住宅支援資金の貸付を辞退したものとみなす。

（住宅支援資金の交付）
第10条　市長は、前条により書類の提出を受けた場合は、当該貸付決定に係る住宅支援資金を交付するものとする。

（貸付契約の解除等）
第11条　市長は、借受人が次のいずれかに該当し、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
(1)心身の故障のため就職又は就業を継続する見込みがなくなったと認められるとき
(2)死亡したとき
(3)貸付期間中にひとり親家庭の親でなくなったとき（再婚、子の20歳到達等）
(4)借受人が住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
(5)その他住宅支援資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
(6)貸付資金を家賃として使用しなかったとき
(7)実施要綱第19条（届出義務）、第21条（借受人の責務）に規定する事項を遵守しないとき
(8)偽りの申込、その他不正な手段によって貸付を受けたとき
２　住宅支援資金貸付の貸付を申請した者又は貸付の決定を受けた者が、貸付を辞退するに至ったときは、貸付契約を結ばないこととする。

（返還の債務の当然免除）
第12条　市長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、借受人から貸し付けた住宅支援資金に係る返還の債務の免除の申出を受けつけ、審査の上、市議会の承認を経て免除できるものとする。
(1)　現に就業していない者が住宅支援資金による貸付決定日から１年以内に就職又は現に就業

している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から１年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

(2)　(1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが出来なくなったとき。

（返還）

第13条　借受人は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から市長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、市長が定める金額を一括又は月賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、月賦の場合の分割額は月10,000円以上とする。

(1)　住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

(2)　貸付終了後１年が経過したとき。

(3)　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(4)　実施要綱第19条（届出義務）、第21条（借受人の責務）に規定する事項を遵守しないとき。

２　前項の規定により住宅支援資金を返還しなければならない者は、すみやかに返還計画申請書（様式11号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、住宅支援資金を返還しなければならない者が同条第２項の返還計画申請書（様式11号）を提出しないときは、その者に対し、住宅支援資金の返還について、その返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

（返還の債務履行の裁量猶予）

第 14 条　市長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

ア　第 12 条（１）に定める就業期間中であるとき。

イ　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還の猶予の申請等）

第15条　前条の規定による返還の債務履行の裁量猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式４号）にその理由となる事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項による履行猶予の申請があったときは、審査の上、その結果を書面により借受人に通知するものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第16条　市長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金に係る当該各号に定める金額の返還の債務を、審査の上、市議会の承認を経て免除できるものとする。

(1)　死亡、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

(2)　長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

（返還の免除の申請等）

第17条　前条による返還の債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式10号）にその理由となる事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項による免除の申請があったときは、審査の上、その結果を借受人に通知するものとする。

（延滞利子）

第18条　市長は、借受人が正当な理由がなくて住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出義務）

第19条　借受人は、住宅支援資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの間、次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)　借受人の住所、氏名、連絡先等重要な事項に変更があったとき

(2)　就職又は離職、業務の従事先を変更したとき

(3)　借受人が死亡したとき

(4)　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により住宅支援資金の返還が困難であるとき

(5)　実施要綱第11条第１項の規定に該当することとなったとき

(6)　実施要綱第12条第１項の規定に該当することとなったとき

２　借受人が死亡したときは、法定相続人が、死亡届（様式15号）にその事実を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（他の施策との併用）

第20条　下記の制度との併用は可能とし、本貸付金による貸付額の上限は他制度による支援を受ける額との差額と７万円を比較して少ない方を上限とする。

(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による「生活困窮者住居確保給付金」

(2) 神戸市ひとり親世帯家賃補助実施要綱（平成29年11月決定）に基づく「神戸市ひとり親世帯家賃補助制度」

（借受人の責務）

第21条　借受人は、市の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

２　借受人及び連帯保証人は、貸付の実施主体から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

（会計処理）

第22条　神戸市が委託する団体は、この制度の会計経理を明確にしなければならない。

なお、神戸市が委託する団体は、この事業に関する特別会計を設けなければならない。

ただし、当該団体が社会福祉法人の場合にあっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年７月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。

２　各年度において貸し付ける住宅支援資金の額が、当該年度の前年度において返還された住宅支援資金の額に満たない場合、神戸市はその満たない額の10分の９に相当する金額を国庫に返還するものとする。

（その他）

第23条　この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年10月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和７年５月９日から施行し、令和７年４月１日より適用する。